

# 改葬の手続きについて

## 手順①



「改葬許可申請書」に必要事項を記入します。

※ 同じお墓に複数体の遺骨がある場合は、2体目以降は別紙にご記入ください。

## 手順②



①の申請書の墓地管理者欄に、遺骨が埋蔵・収蔵されている墓地・納骨堂の管理者（住職・代表者等）より証明を受けます。

※ 別紙がある場合は、別紙の証明欄にも証明が必要です。

## 手順③

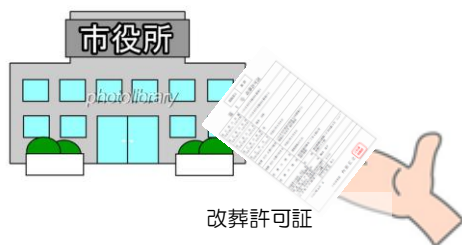


②の証明を受けた申請書を本庁または各支所市民課・市民サービスセンターの窓口へ提出します。

※ 申請者と墓地使用者とが異なる場合には、「改葬承諾書」が必要です。

※ 郵送で提出する場合には、②で証明を受けた申請書と併せて、返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼り付けたもの）を添えて本庁市民課へ送付してください。

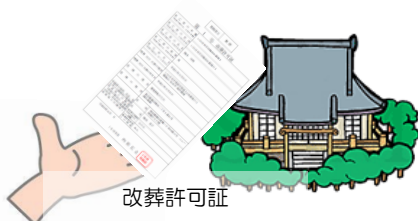
## 手順④



「改葬許可証」が交付されます。

※発行までに数日程度かかりますので御了承ください。郵送でお受け取りを希望の場合は、申請時に返信用封筒（住所、氏名記入済みで切手を貼り付けたもの）をご持参ください。

## 手順⑤



交付された改葬許可証は、遺骨を移す先の墓地・納骨堂管理者へ提出します。